

認知症対応型共同生活介護事業所の処分について

認知症対応型共同生活介護事業所である「グループホーム東仙台」において発生した、介護職員による入居者に対する身体的虐待に対して、以下のとおり処分を行いました。

- 1 処分内容 指定の一部効力停止（新規受入停止 3 月間）
- 2 効力停止期間 平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 3 違反法令および処分を行う認定事実等

(1) 人格尊重義務違反（介護保険法第 78 条の 10 第 6 号）

平成 30 年 9 月 26 日（水）の早朝、当該施設の職員 1 名が入居者 1 名に対して身体的虐待を行った。また、8 月頃から 9 月下旬にかけて、同職員が上記入居者を含む 6 名の入居者に対して身体的虐待を行った。

(2) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 20 条における高齢者虐待防止措置違反（介護保険法第 78 条の 10 第 12 号及び同法第 115 条の 19 第 11 号）

高齢者虐待防止に関する効果的な研修が行えていなかったこと、事故に関しても原因究明が不十分であった等、高齢者虐待を適切に防止するための措置を怠った。

4 これまでの対応及び今後の対応

本市では、平成 30 年 9 月 26 日から計 3 回の当該事業所への実施検査及び計 5 回の同運営法人への実地検査を実施し、11 月に高齢者虐待の再発防止に関する改善勧告を行っており、今後、事業者から提出された改善計画の内容の精査を行い、必要な場合は事業者には修正を求める。

事業者が策定した改善計画の実施状況について、聞き取りや実地指導等により、その進捗状況を把握。その効果进行评估した上で適宜助言・指導を行い、改善計画が確実に履行されるように関与していく。

【事業所の概要】

施設名	所在地	指定年月日	運営法人
グループホーム 東仙台	仙台市宮城野区新田 3 丁目 1 5 番 2 1 号	平成 28 年 4 月 1 日	株式会社仙台在宅サ ービス